

2018年8月7日ウェブセミナー「知っておきたいAMLの最新動向－FATF(金融活動作業部会)勧告と他国相互審査の状況の解説」ご質問とプロティビティの回答

No.	頂いたご質問	Protiviti回答
1	FATF第4次相互審査時において、個社が審査の対象にもなるのでしょうか。当社が審査対象になった場合には、個社名まで特定されての結果発表がされるのでしょうか。	審査員の判断によります。審査委員が、事前の書面調査で、必用と考えれば、個社に対するヒアリングが実施されます。その場合、AMLの法令等が浸透し、理解され、実施されているのか、確認されることとなります。なお、手続きに関するガイドラインでは、当局の方は同席をすることができない旨が要求されているようです。また個社名を特定されて公表されることはないようです。ただし、カナダのケースでは公証人役場、米国ではカジノといった公的機関名、業種までの開示はなされているようです。
2	当社は、AML規制対応については道半ばと言えます。一般的に、日本企業において対応が遅れている分野にはどういったものがありますでしょうか。そのなかで優先順位をつけるとすると、直近ではまず何から対応すべきでしょうか。	何と言ってもリスク評価です。各種方針書も犯罪収益移転防止法の枠内にとどまっていることが多いかと思えます。また、疑わしい取引の報告件数も増加させていくことが求められ、フィルタリングや取引モニタリングのシステム導入の検討も必要でしょう。実質支配者、継続的顧客管理、第三者の管理も対応の必要が高い分野の一つ片尾考えられます。いずれにせよ、リスク評価を実施し、残存リスクが高いところから対応をしていくことが求められると考えられます。さらに、コルレス先や米国等でビジネスを展開している場合に取引先から、厳しい対応を求められることがありますので、その点も留意が必要です。
3	グループ会社(金融機関)に、海外子会社を持っている場合、持ち株比率等の関係もありますか、親会社本体によるAMLの統制はどのように考えればよいでしょうか。	グループガバナンスの観点から指示を出すことが求められるかと思えます。具体的には、グループ共通のAMLポリシーを作成し、2線サイドでいろいろの検証を実施し、かつ3線がグループ全体として監査することが求められるかと思えます。
4	取引記録の保存が必要ということですが、例えば、取引先の登記情報なども保存し、その内容を分析するなどの対応も必要となるのでしょうか。	本人確認資料の証跡、顧客との取引・照会等の記録だけではなく、疑わしい取引の届出の要否の判断等に関するものも必須となります。よって、フィルタリング(スクリーニング)、取引モニタリングで抽出したもの、それに対する追加的な調査資料、会社としての判断根拠(擬陽性をまとめたホワイトリスト等)が必要となります。 なお、登記情報は、本人確認時に取得しており、その内容を確認し、取引時確認チェックリストに頼末をまとめておくことが、必要になるか考えられます。なお、この点はすでに実務として定着しているところか考えられます。